

最終更新日：2025年9月12日

特別消費税率の一覧表ⁱ

順番	商品・サービス	税率(%)および絶対税額		
		税率	絶対税額	
I	商品			
1	たばこ	75	2027年1月1日～：2000 ドン／箱 2028年1月1日～：4000 ドン／箱 2029年1月1日～：6000 ドン／箱 2030年1月1日～：8000 ドン／箱 2031年1月1日～：10,000 ドン／箱	
	葉巻	75	2027年1月1日～：20,000 ドン／本 2028年1月1日～：40,000 ドン／本 2029年1月1日～：60,000 ドン／本 2030年1月1日～：80,000 ドン／本 2031年1月1日～：100,000 ドン／本	
	たばこに由来する製品	75	2027年1月1日～：20,000 ドン／100g 又は 100ml 2028年1月1日～：40,000 ドン／100g 又は 100ml 2029年1月1日～：60,000 ドン／100g 又は 100ml 2030年1月1日～：80,000 ドン／100g 又は 100ml 2031年1月1日～：100,000 ドン／100g 又は 100ml	

順番	商品・サービス	税率(%)
2	アルコール	
	a) 20度以上のアルコール	
	2016年1月1日から2016年12月31日まで	55
	2017年1月1日から2017年12月31日まで	60
	2018年1月1日より	65
	2027年1月1日より	70
	2028年1月1日より	75

	2029 年 1 月 1 日より	80
	2030 年 1 月 1 日より	85
	2031 年 1 月 1 日より	90
	b) 20 度未満のアルコール	
	2016 年 1 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日まで	30
	2018 年 1 月 1 日より	35
	2027 年 1 月 1 日より	40
	2028 年 1 月 1 日より	45
	2029 年 1 月 1 日より	50
	2030 年 1 月 1 日より	55
	2031 年 1 月 1 日より	60
3	ビール	
	2016 年 1 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日まで	55
	2017 年 1 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日まで	60
	2018 年 1 月 1 日より	65
	2027 年 1 月 1 日より	70
	2028 年 1 月 1 日より	75
	2029 年 1 月 1 日より	80
	2030 年 1 月 1 日より	85
	2031 年 1 月 1 日より	90
4	24 人乗り未満の自動車	
	a) この表の 4e、4f、4g に定めるものを除き、9 人乗り以下の自動車	
	シリンドラ容量 1.500 cm ³ 以下	
	2016 年 7 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日まで	40
	2018 年 1 月 1 日より	35
	シリンドラ容量 1.500 cm ³ 超 2.000 cm ³ 以下	
	2016 年 7 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日まで	45
	2018 年 1 月 1 日より	40

	シリンド容量 2.000 cm ³ 超 2.500 cm ³ 以下	50
	シリンド容量 2.500 cm ³ 超 3.000 cm ³ 以下	
	2016 年 7 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日まで	55
	2018 年 1 月 1 日より	60
	シリンド容量 3.000 cm ³ 超 4.000 cm ³ 以下	90
	シリンド容量 4.000 cm ³ 超 5.000 cm ³ 以下	110
	シリンド容量 5.000 cm ³ 超 6.000 cm ³ 以下	130
	シリンド容量 6.000 cm ³ 超	150
	b) この表の 4e、4f、4g に定めるものを除き、 10 人～15 人乗り自動車	15
	c) この表の 4e、4f、4g に定めるものを除き、 16 人～23 人乗り自動車	10
	d) 乗車室と貨物室との間に固定された仕切り 壁を有するものであり、2 列の座席を有するピ ックアップトラック、2 列以上の座席を有する バン型トラック（ただし、この表の 4e、4f、4g に定めるものを除く）	
	シリンド容量 2.500 cm ³ 以下	15 ※2027 年 1 月 1 日～：18 2028 年 1 月 1 日～：21 2029 年 1 月 1 日～：24
	シリンド容量 2.500 cm ³ 超 3.000 cm ³ 以下	20 ※2027 年 1 月 1 日～：23 2028 年 1 月 1 日～：26 2029 年 1 月 1 日～：29
	シリンド容量 3.000 cm ³ 超	25 ※2027 年 1 月 1 日～：28 2028 年 1 月 1 日～：31 2029 年 1 月 1 日～：34
	e) ガソリン、電気エネルギー、バイオエネルギーを合わせて使用し、ガソリンの使用割合が使用的エネルギーの 70%未満である自動車、天然ガスエネルギーを使用する自動車	この表の 4a, 4b, 4c と 4d に定める種類の自動車に適用される税率の 70%
	f) バイオエネルギーを使用する自動車	この表の 4a, 4b, 4c と 4d に定める種類の自動車に適用される税率の 50%

	g) 電気自動車	
	g.1)バッテリー型の 23 人以下乗り	
	9 人乗り以下	3 2027 年 3 月 1 日～：11
	10 人～15 人乗り	2 2027 年 3 月 1 日～：7
	16 人～23 人乗り	1 2027 年 3 月 1 日～：4
	旅客輸送および貨物輸送に使用される自動車	2 2027 年 3 月 1 日～：7
	g.2)その他の 23 人以下乗り	
	9 人乗り以下	15
	10 人～15 人乗り	10
	16 人～23 人乗り	5
	乗車室と貨物室との間に固定された仕切り壁を有するものであり、2 列の座席を有するピックアップトラック、2 列以上の座席を有するバン型トラック（ただし、この表の 4e、4f、4g に定めるものを除く）	10
	h) キャンピングカー(シリンド容量を問わない)	
	2016 年 7 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日まで	70
	2018 年 1 月 1 日より	75
5	シリンド容量 125 cm ³ 以上のオートバイ	20
6	航空機 ※2026 年 1 月 1 日より、ヘリコプターグライダーとグライダーもこの税率の対象品となる。	30
7	ヨット	30
8	ガソリンの種類	
	a)ガソリン	10
	b) E5 ガソリン	8
	c) E10 ガソリン	7
9	24,000BTU 超えから 90,000BTU 以下のエアコン	10

10	トランプ	40
11	供物、奉納用品	70
12	国家規格 (TCVN) に準拠した、砂糖含有量が 100mlあたり 5g を超える清涼飲料水	2027年1月1日～：8 2028年1月1日～：10
II	サービス	
1	ディスコ	40
2	マッサージ、カラオケ	30
3	カジノ、電子ゲーム	35
4	賭事	30
5	ゴルフ	20
6	宝くじ	15

ⁱ 国会発行 2014 年 11 月 26 日付け特別消費税法の修正 70/2014/QH13 7 条および 2016 年 4 月 6 日付付加価値税法、特別消費税法、税管理法の改正・補足 106/2016/QH13 2 条、2022 年 1 月 11 日付け公共投資法、PPP 法、投資法、住宅法、入札法、電気法、企業法、特別消費税法および民事判決実施法を改正・補足する法律 03/2022/QH15 7 条、2025 年 6 月 14 日付け特別消費税法 66/2025/QH15 8 条。